

# 社会医療法人弘仁会大島病院

## 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）運営規程

### （事業の目的）

第1条 社会医療法人弘仁会大島病院（以下「事業所」という）が実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師が、通院困難な要介護状態（介護予防居宅療養管理指導にあつては要支援状態）にある者（以下「要介護者等」という）の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。

### （運営方針）

第2条 指定居宅療養管理指導の提供に当たって、要介護者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な要介護者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

2 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師が、通院が困難な要支援者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

名称	社会医療法人弘仁会大島病院
所在地	京都府京都市伏見区桃山町泰長老115

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を行う職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者の管理及び居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

医師 1名以上

看護職員 2名以上

(居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類)

第5条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の種類は、医師による指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導とする。

(サービスの内容)

第5条 従業者は、居宅を訪問し、医学的観点から居宅介護サービス計画の作成などに必要な情報提供を行うとともに、介護方法についての指導・助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

1. 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談に応じる
2. 居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）に対し居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する
3. 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う
4. その他、療養生活向上のための指導・助言等を行う

(営業日及び営業時間)

第6条 居宅療養指導管理及び介護予防居宅療養管理指導の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 : 月曜日から金曜日（日曜日、国民の祝日（振替休日含む）、年末年始を除く。）

(2) 営業時間：午前9時から午後5時（電話等により、24時間連絡可能な体制をおく）

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、京都市伏見区全域とする。

(利用料・その他費用額)

第8条 利用料等は次のとおりとする。

- (1) 居宅療養管理指導の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。
- (2) 交通費については徴収しない。
- (3) その他の材料費等は、必要時実費負担とする。

(提供開始の際の説明)

第9条 事業の提供の開始に際して、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、居宅療養管理指導従業者の体制その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得るものとする。

2 正当な理由なく、事業の提供を拒まない。

(サービス提供が困難な場合の対応)

第10条 事業所は、利用申込者の病状、当該事業所の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定居宅療養管理指導を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の事業事業者等の紹介等必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第11条 事業所は、事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめる。

2 被保険証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定居宅療養管理指導を提供する。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第12条 事業の提供の開始に際し、要介護認定が既に行の申請に係る援助 われているかを確認し、申請が行われていない場合には、利用者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な措置を行う。

2 居宅介護支援が利用者に対し行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前になされるよう必要な援助を行う。

(身分を証する書類の携行)

第13条 居宅療養管理指導従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する。

(掲示)

第14条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第15条 従業者は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

2 事業所は、従業者であった者が、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約に含むものとする。

#### (苦情処理)

第16条 事業所は、提供した居宅療養管理指導の内容に係る利用者及びその家族からの苦情に関し迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業所は、提供した居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力する。市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、提供した居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情に関し、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力する。国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (緊急時の対応)

第17条 従業者は、居宅療養管理指導の実施中に利用者に病状の急変等が生じた時には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

#### (事故発生時の対応)

第18条 事業所は、居宅療養管理指導の提供により利用者に事故が発生した場合には、速やかに関係市町村、当該利用者の家族及び担当居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 事業所は、居宅療養管理指導の提供により利用者に事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

#### (個人情報の保護)

第19条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、居宅療養管理指導の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施及びその担当者への設置

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) 事業所内にて開催される虐待防止検討委員会への担当者の出席、その結果の従業者への周知

(4) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（衛生管理等）

第21条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

- 2 事業所は、事業所内の設備及び備品等について、衛生的な管理を行うものとする。
- 3 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じる。
  - （1）感染症の予防及びまん延の防止のための従業者に対する研修等の実施及びその担当者の設置
  - （2）感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
  - （3）事業内にて開催される感染対策委員会への担当者の出席、その結果の従業者への周知

（業務継続計画の策定等について）

第22条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（身体拘束等の適正化）

第23条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（記録の整備）

第24条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 利用者に関する居宅療養管理指導の提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から5年間は保存するものとする。
  - （1）居宅療養管理指導の記録。
  - （2）市町村への通知に係る記録。
  - （3）苦情の内容等に係る記録。
  - （4）事故の状況及び事故に対し行った対応の記録。
  - （5）身体拘束等に係る記録

（その他運営についての重要事項）

第25条 従業者の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 事業所は適切なサービス提供を確保する観点から、現場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が

害されることを防止するために指針の整備等必要な措置を講じるものとする。

- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人弘仁会大島病院が定めるものとする。

(付則) この規程は、

令和7年 8月 1日から施行する。